

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	61
提出時期	平成30年12月（定例会・臨時会）		
案件名	埴町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 平成29年12月26日閣議決定の「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において、放課後児童支援員の基礎資格等について「一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大する」とされたため。</p> <p>【具体的な内容】 第10条第3項第4号中「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状」に改め、同項に次の1号を加える。 (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの</p> <p>【施行期日】 平成30年4月1日から施行する。</p>		
担当課	学校教育課		